

## 処 分 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名：道路交通法

根 抱 条 項：第108条の32の3第2項において準用する第108条の32の2第5項

処 分 の 概 要：運転免許取得者等検査の認定の取消し

原権者（委任先）：奈良県公安委員会

法 令 の 定 め：

道路交通法第108条の32の3第1項（運転免許取得者等検査の認定）

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条（方法の区分）、第2条（運転免許取得者等検査員）、第3条（設備）、第4条（方法の基準）

処 分 基 準：

公安委員会は、道路交通法第108条の32の3第1項の認定を受けた運転免許取得者等検査が同項各号のいずれかに該当しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

この認定を取り消す場合の基準は、別紙1及び別紙2のとおり。

問い合わせ先：交通部運転免許課講習第三係 （電話 0744-25-7744）

備 考：